

議案第 3 1 号

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

久喜市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年久喜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表情報公開・個人情報保護運営審議会の項の次に次のように加える。

行政不服審査会	委員	日額 15,000 円
---------	----	-------------

別表町史編さん委員会の項を削る。

別表介護支援専門員の項の次に次のように加える。

生活支援体制整備推進員	日額 10,000 円
-------------	-------------

別表英語指導助手の項の次に次のように加える。

主任外国語指導助手	日額 17,000 円
-----------	-------------

別表教育活動支援員の項の次に次のように加える。

教育活動看護支援員	日額 10,800 円
-----------	-------------

別表適応指導教室相談員の項中「4,400円」を「5,500円」に改める。

別表特別支援教育指導員の項中「6,500円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表町史編さん委員会の項を削る改正規定は、平成28年7月26日から施行する。

平成 2 8 年 2 月 1 6 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

議会の議員の重複報酬の禁止規定を改めるとともに、非常勤特別職の報酬の新規制定、改正及び削除を行いたいので、この案を提出するものであります。